

令和8年7月 香美町教育委員会（定例会）会議録

【開会・閉会の年月日】

令和8年7月22日（水）午後1時25分～午後2時10分

【場所】

香美町村岡地域局3階 301会議室（香美町村岡区村岡390番地の1）

【会議に出席した者の職・氏名】

教育長	前田 毅
教育委員	多田 好江
	田路 一成
	上田 美登里
	石田 雅也

事務局

教育総務課長	山田 貴広
こども教育課長	井上 修三
生涯学習課長	田中 利彦
教育総務課参事	清水 幸信
こども教育課参事	上田 智康
こども教育課副課長	今西 勝彦
こども教育課副課長	谷原 恭子
教育総務課総務係総括係長	宮脇 秋子

【会議に欠席した委員の職・氏名】

なし

【議事日程】

会議に付した事件も、同じく別紙議事日程のとおりである。

1 開会

（教育長）開会宣言

2 会議録署名委員の決定

（教育長）会議録署名委員に石田委員を諮り、全員承認

3 会期の決定

（教育長）会期は本日1日限り

4 会議録の承認

前回会議録を会議に諮り、全員承認

5 教育長報告

6月26日から7月21日までの期間（前回の教育委員会～昨日）に開催、出席した会議・行事などについて資料により報告した。

6 議事

(1) 議案第16号 香美町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて

（生涯学習課長）

規則改正の趣旨及び内容について説明

- ・委員の数を15人以内としているが、香住区小学校の再編に伴い、各旧小学校区からの委員の選出を考慮し、委員の数を15人から20人に変更する。
- ・施行日は公布の日からとし、令和8年4月1日から適用する。

＜議案第16号 質疑なし＞

（教育長）

議案第16号を会議に諮り、全員異議なく可決

(2) 議案第17号 香美町家庭的保育事業等の設置認可に関する規則等の一部を改正する規則を定めることについて

（こども教育課長）

規則改正の趣旨及び内容について説明

- ・満3歳以上限定の小規模保育事業を新たに創設する条例改正に伴い、関連する三つの規則を一括して改正を行う。
- ・香美町家庭的保育事業等の設置認可に関する規則の一部を改正し、現行の第3条第3項で定める認可基準に適用すると認める場合であっても認可をしないことができる場合に、新たに創設をした「満3歳以上限定小規模保育事業」の規定を加え、第1号で「満3歳以上限定保育小規模保育事業」と「満3歳以上限定小規模保育事業以外」のそれぞれの場合について、表で整理をして規定する。この表ではそれぞれの区分において、定められた利用定員の総数が香美町子ども・子育て支援事業計画で定める総数に既に達している又はそれを上回る場合には認可をしないことができるという内容である。第2号においては、同じく認可をしないことができる場合について、香美町子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生じる恐れがある場合に該当する事項について、根拠法令を明記をする。この他、各様式の「小規模保育事業」とする現行規定について、「満3歳以上限定小規模保育事業」と「満3歳以上限定小規模保育事業以外」を区分し定める。
- ・香美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則の一部を改正し、各様式の「小規模保育事業」とする現行の規定について、「満3歳以上限定小規模保育事業」と「満3歳以上限定小規模保育事業以外」を区分し定める。
- ・香美町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正し、「教育認定子ども」の用語の定義を、子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第1号であったものを、改正により子ども・子育て支援法第27条第1項に定める。
- ・施行日は公布の日からとする。

＜議案第17号 質疑なし＞

(教育長)

議案第17号を会議に諮り、全員異議なく可決

7 協議事項

(1) 運動会について

(こども教育課参事)

香住小学校は6月に実施済み。9月から10月に実施する学校園所の運動会・体育祭の出席について、各委員2か所ずつお願いしたい。

教育委員の出席について協議し、割り振りは次のとおり。

- ・多田委員 香住小学校(済)・香住第一中学校
- ・田路委員 兎塚小学校・幼稚園、村岡中学校
- ・上田委員 小代小学校・小代中学校、小代認定こども園
- ・石田委員 香住小学校(済)、香住第一中学校

※教育長：香住小学校(済)、村岡小学校・幼稚園、兎塚小学校・幼稚園、射添小学校、小代小学校・小代中学校、香住第一中学校、村岡中学校

8 事務局報告

(1) 教育総務課

○全県夏季教育委員会研修会

日時：令和8年8月20日(木)～21日(金)

場所：神戸市(ホテル北野プラザ六甲荘)

(2) こども教育課

○令和8年度第1回香美町部活動のあり方検討委員会について…報告者：こども教育課参事

- ・7月1日に委員会を開催し、出席者は教育長含む委員11名で委員3名は欠席した。
- ・令和7年度の協議事項として決定した、部活動の地域展開の時期は令和10年度中とすること、休日からの段階的な展開とすること、地域展開の方法は、新たに地域クラブを創設する地域展開型と学校の部活動をベースに地域と協働をして運営する地域連携型とを組み合わせたハイブリッド型で行うことなどを報告した。
- ・1点目の協議事項として、地域展開の目的と基本方針、スケジュール、地域クラブ活動のあり方、今後の環境整備等をまとめた「香美町部活動地域展開推進計画」を協議した。
- ・2点目の協議事項として、住民説明会について協議し、8月26日に小代会場、9月2日に香住会場、9月3日に村岡会場の3会場で、今後の取組について説明をする予定にしている。小中学校へは既にプリントを配布しており、町のホームページにも掲載をしている。
- ・次回の委員会は、令和8年10月頃を予定している。

(3) 生涯学習課・・・報告者：生涯学習課長

○ふるさとおもしろ塾について

- ・地区公民館が主体となり、夏休み・冬休みを中心にふるさと教育を実施している。
- ・この夏休みには12のイベントを実施する。夏休みの子どもに、香美町の海や川の自然を楽しんでいただくようなことを企画している。

9 その他

○小中学校の勤務時間外の電話対応について

(こども教育課参事)

学校の働き方改革の一環として、勤務時間外の電話対応を基本的に学校は止めることにいたしました。時間帯は、平日の学校がある時は、小学校は17時30分から翌日の7時30分まで、中学校は18時30分から翌朝の7時30分まで、長期休業中は16時30分から翌朝の8時までです。メッセージを準備していき、勤務時間外ですので翌朝7時半以降に電話をかけてきてくださいというようなこと、緊急の場合は教育委員会に電話をしていただき、こちらから各学校、校長先生、教頭先生に繋げるというような流れになります。工事が必要な学校もあり、一斉に始めることはできていませんが、7月21日から小代中学校が試験的にスタートしています。夏休み中に工事をするところもありますが、各学校では、まず保護者宛てに文書等で周知することとしており、その後にホームページでもお知らせするよう考えています。

○小中学校における内科健診の様子について

(こども教育課参事)

前回の会議において、上田委員から質問をいただいた内科健診の様子について、全校に確認をしましたところ、内科健診を受ける際の服装は基本的に体操服です。これは男子女子、児童生徒とも全て体操服としており、健診を始める前に、更衣室もしくは教室で体操服に着替えるということでした。

○8月の定例会について

日時：8月24日(月) 午後1時30分～

場所：村岡地域局3階 301会議室

○9月の定例会について

日時：9月25日(金) 午後1時30分～

場所：村岡地域局3階 301会議室

10 閉会

香美町教育委員会会議規則第30条の規定によりここに署名する。

令和8年7月22日

教育長 前 田 毅

香美町教育委員会 署名委員 石 田 雅 也

会議録作成者：教育総務課総務係 総括係長 宮脇 秋子